

2012年

7月9日から

新しい在留管理制度が始まります！

2009年に入国管理法などの法律が改正され、日本に住む外国人の届出の方法・場所などが変わることになりました。

主な変更点

1 お持ちの「外国人登録証明書」に替わり、「在留カード」または「特別永住者証明書」に変更になります。

なお、「外国人登録証明書」は法施行後も在留カードとみなされ引き続き有効となるので、すぐに切り替える必要はありません。

★中長期在留者の方
「在留カード」が交付されます。在留期間、在留資格変更等の在留に係る許可を受けた方に対して、順次、入国管理局で交付されます。

★永住者の方
「在留カード」が交付されます。2015年7月8日までに、入国管理局で手続きをしてください。

★特別永住者の方
「特別永住者証明書」が交

付されます。2015年7月8日または、現在お持ちの外国人登録証明書の次回確認(切替)申請時期までに次のものを、持参のうえ、役場本庁・住民生活課で手続きをしてください。

【申請に必要なもの】

・写真(16歳以上の方のみ)
縦4cm横3cmで無帽、正面、無背景のもの

・旅券(お持ちの方のみ)

・外国人登録証明書

2 外国人住民の方についても住民票が作成されます。

・対象者は①特別永住者②中長期在留者③一時庇護許可者または仮滞在許可者④出生または国籍喪失による経過滞在者です。

・日本人との混合世帯においても世帯全員が記載された住民票の写しが発行できるよう

になります。

3 役場の窓口で転出・転入の手続きをする必要があります。

・居住を移す場合は、まず転出届けをして「転出証明書」の交付を受けた後、「在留カード」または「特別永住者証明書」を持参のうえ、転入地市町村で手続きをしてください。

◆問い合わせ先
住民生活課
☎0859・54・5210



くわしくはこちらもご参照ください。

- ・新しい在留管理制度 (法務省)
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html
- ・特別永住者の方へ http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html
- ・住民基本台帳法の適用 (総務省)
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html
- ・総合インフォメーションセンター ☎0570-013904

住基カードの
(住民基本台帳カード)
継続利用に
ついて

住民基本台帳カード(住基カード)は、大山町から転出すると失効し、転入先の市町村で再度新たに取得の手続きが必要でした。

しかし、住民基本台帳法の改正で平成24年7月9日から、町外(国外を除く)へ転出される方についても大山町で発行した住基基本カードを継続して使用することができるようになります。

※継続利用をするには、転入先の市区町村役場で期限内に別途手続きが必要です。
※電子証明書は対象になりません。

◆問い合わせ先 住民生活課

☎0859・54・5210

※住基カード総合情報サイトもありますのでご覧ください。
<http://juki-card.com/index.html>